

□ 老齢福祉年金

老齢福祉年金は、国民年金制度が発足した昭和36年当時すでに拠出年金の受給資格を満たすことができない人で、明治44年4月1日以前に生まれた人に支給されます。

ただし、本人配偶者、扶養義務者の所得および他の公的年金受給による支給制度があります。

□ こんなとき、手続きを忘れずに

こんなとき	こんな手続き	手続きに必要なもの
20歳になったとき (厚生年金などの加入者は除く)	20歳になって職場の年金(厚生年金や共済組合)に加入していない人は、町へ国民年金に加入する手続きを行ってください。	印鑑 日本年金機構より送付された「国民年金被保険者資格取得届書」
住所や氏名が変わったとき	国民年金の加入者で、保険料を口座振替で納めている場合は金融機関の変更手続きも忘れずに行ってください。	印鑑 年金手帳
会社などに就職したとき (厚生年金などに加入したとき)	国民年金の加入者(第1号被保険者・第3号被保険者)が会社などに就職し、職場の年金に加入したときは、会社などへ届出てください。(被扶養配偶者がいる人は、合わせて手続きしてください)。ただし、国民健康保険証が変わる場合は町へ届け出てください。	印鑑 年金手帳 健康保険証
会社などを退職したとき (厚生年金などの加入者でなくなったとき)	職場の年金に加入していた人が、60歳前に退職したら、町へ国民年金に加入する手続きを行ってください(被扶養配偶者がいる人は、合わせて手続きしてください)。	印鑑 年金手帳 退職した日のわかる証明書
被扶養配偶者(第3号被保険者)でなくなったとき	収入が増えたり、配偶者が会社を退職したりして被扶養配偶者でなくなった人は、町へ国民年金に加入する手続きを行ってください。	印鑑 年金手帳 被扶養者ではなくなった日がわかる証明書

※印鑑、年金手帳などのほかに添付書類が必要な場合もありますので、届け出をする前に確認してください。